

## 西ドイツ財政の現状と問題点

元来西ドイツでは補完的財政政策ないしフィスカルポリシーの考え方が未熟であり、実際的にも財政政策によって景気調整をはかるといふ努力はほとんど行なわれてこなかった。本年にはいつから、西ドイツ経済の過熱化傾向が一段とはなはだしいものがあったにもかかわらず、西ドイツ財政は、ブンデスバンクをはじめ金融、産業、言論など各界からの強い批判を無視して膨張の一途をたどってきた。その結果過剰需要圧力はいよいよ強まり、それに基づく物価騰貴の激化や国際収支の悪化は、ブンデスバンクに必要以上に強力な金融引締め政策を強いてきた。また公務員給与の引上げが産業界の賃金追随上げに及ぼした影響も大きく、コストインフレを促進する一因となった。他方大幅な財政赤字は金融、資本市場の負担を増大し、とくに過剰な新規公債の発行は資本市場を混乱に陥れた。

このような財政の放漫化に対して国内ばかりでなく外国からも鋭い批判が集まったのは当然で、IMFのコンサルテーションをはじめ、EEC委員会ならびにOECD当局はいずれも財政緊縮の必要を勧告してきた。以下このような西ドイツ財政の現状と問題点などについて概観してみよう。

### 財政放漫化の原因

本年度連邦予算の歳出規模をみると、当初予算ではEEC委員会の勧告(名目ベースでみた国内向け財政支出の伸びをGNPの実質成長率—本年度5%の予想—以内に抑制)の線に沿って一応639億マルク(前年度の補正後予算に対する名目比6.0%増)と押えられた。しかしながら、その後の実際の推移をみると、たまたま本年度が総選挙の年であったことが大きく影響して、ベースアップに基づく人件費の増大、社会福祉関係支出、州政府への交付金、さらには連邦鉄道への補助金などの支出増大によって歳出額は大幅に増加し、1～10

月間で498億マルク(対前年同期比11.4%増)となった。

他方歳入面では、法人税の査定基準となる1963年が好況の年でなかったことや、本年度初めに実施された減税(連邦、地方税合わせて20億マルク)が響いて1～10月間では493億マルク(対前年同期比7.4%増)と予想外に伸び悩んだ。しかも歳入額には、5月にVEBA社(政府企業、5月号「要録」参照)の株式の対民間に売却に伴う臨時収入(8億マルク)を含んでいるので、それを控除した実質額の伸び悩みはいっそう大きかったわけである。

こうして連邦財政の赤字は1～10月間に4億マルクに及び、前年同期(12億マルクの黒字)比16億マルクの悪化となった。さらに11、12両月には軍事費、社会福祉関係費、連邦鉄道への補助金増など季節的支出がかさみ、両月だけで10億マルク以上の赤字(前年同期18億マルクの赤字)が予想されているので、結局年間を通ずる赤字額は当初予想の15億マルクをかなり大幅に上回るものとみられ、追加予算の編成が必至となっている。

次にいっそう問題の多い州財政についてみると、当初予算(512億マルク)の段階からすでに膨張傾向(対前年度比9.1%増)をみせていたが、その後人件費の増大、市町村交付金、病院・住宅建設支出の増加から膨張の一途をたどり、はやくも1～9月間で対前年同期比10%の伸びとなった。

他方歳入面は減税が連邦財政の場合よりは強く響いて異常に伸び悩み、1～9月間では対前年名目5%の増加にとどまった。その結果同期間の赤字額は23億マルクと前年同期(5億マルクの赤字)をはるかに上回った。さらに10月以降も引き続き大幅な赤字が予想されるので、年間の赤字額は当初予想された30億マルク(連邦財政の2倍)の線をかなりこえるものとみられている。

また市町村財政をみると本年度上期中に歳入額が5%増加しただけなのに対し、歳出額は9%の増加となっており、赤字額の増大は避けられないものとなっている。歳出増大の主因は道路、暗き

よの建設投資、人件費などの増加であった。

このように大幅な財政赤字は当然公債の発行、金融機関および保険会社など借入金によってまかなわれるほかはなかった。公債の発行についてみると償還分を差引いたネット新規発行額(中・長期債)は1~9月間に15.3億マルク、また金融機関および保険会社などからの借入金純増は11.8億マルクに達しており、このほか7億マルク(ネットベース)の短期証券も新規に発行されている。このような多額の財政資金調達には、金融、資本市場に大きな悪影響を及ぼしており、とくに資本市場への圧迫が強まっている。このため債券価格は急激に下落し、5月初めには債券市場が混乱に陥ったほか、7月末~8月末にも強権的な新規発行差止め措置が発動されるなど不安定な動きが続いている(詳細は5月号「西ドイツ資本市場の動向」、7月号「要録」参照)。

次に財政放漫化をもたらした諸条件についてみよう。これについては西ドイツ財政制度の特異性に注目する必要がある。まず第1に、西ドイツでは法制上国債の発行限度を制限する規定は設

けられているが、現実にほとんど有効に働いていないという点があげられる。すなわち、西ドイツの財政制度の基本を定めているボン基本法の第115条は、「非常の需要」がある場合と「事業目的の経費」にあてる場合とに限り「連邦法律に基づいて」国債を発行することを認めている。しかし「非常の需要」ないし「事業目的」についての明確な概念規定がなされていないために、現実にはこれがかかなり広義に解釈され、政府需要のうち經常予算でまかないきれないものすべてに対して適用されることになっている。第2に地方財政の連邦政府に対する独立性が強く、連邦政府が地方財政の放漫化を阻止するのが困難である点もあげられる。すなわち、ボン基本法第109条は「連邦および各国は、その財政上(Haushaltswirtschaft)独立しており、相互に依存することはない」と明確に地方財政の独立性を謳っており、このためすでにみたように本年度における州財政の膨張傾向を連邦政府は効果的に抑制することができなかった。元来西ドイツは政治的のみならず経済、財政、金融面でも地方分権的色彩が濃厚な国であっ

連邦・地方財政の収支戻と資金調達

(単位・億マルク)

		1963年	1964年	1964年			
		I~III	I~III	I~III	I	II	III
財政 収 支 戻	連邦	- 8.3	+18.9	- 1.0	+ 5.5	- 9.6	+ 3.0
	州	+ 7.1	- 5.5	-23.4	- 1.4	-10.1	-11.9
	負担平衡基金 過(+)/不足(-)	- 0.1	- 0.7	+ 0.8	+ 1.0	- 1.2	+ 1.0
	計	- 1.3	+12.7	-23.5	+ 5.1	-20.8	- 7.8
資 金 調 達	預金	+10.6	+15.6	+ 3.9	+ 5.1	- 3.7	+ 2.6
	その他 過(+)/不足(-)	+ 0.6	+ 1.6	- 3.3	- 2.4	- 0.8	- 0.2
	Bundesbank 借入	+ 7.4	+17.5	+11.2	+12.1	- 3.2	+ 2.3
	短期債発行	+ 0.2	- 2.0	- 7.0	- 1.5	- 4.0	- 1.5
	中・長期債発行	-16.1	-11.0	-15.3	- 4.7	- 4.5	- 6.2
	その他 発行(-)/償還(+)	- 3.9	- 9.0	-13.0	- 3.5	- 4.6	- 4.9
	計	- 1.3	+12.7	-23.5	+ 5.1	-20.8	- 7.8

出所： Bundesbank 調査月報65年10月号

たが、そこへ戦後米国の連邦制度が比較的忠実に取入れられ、ボン基本法に盛り込まれたことによってこの傾向はいっそう著しいものとなった。しかしながら最近の推移をみると、このような地方財政独立の規定は景気政策上次第に大きな障害になってきつつあり、国内でも再検討の声が次第に強まってきている。

第3に連邦政府が連邦議会ないし連邦参議院の予算の増額修正決議に対し拒否権を行使することが事実上困難になっていることがあげられる。ボン基本法第113条には連邦議会ないし連邦参議院の予算

の増額・修正決議は「連邦政府の同意を要する」と規定されているが、たとえば9月の総選挙前にみられたように選挙目当ての社会保障関係立法に伴う財政支出増に対し、連邦政府は遺憾の意を表しながらも当時の政治情勢から同意を与えざるを得なかった事実は、この間の事情を端的に物語っている。

### 放漫財政の修正

以上みてきたように最近の財政の放漫化とこれによるインフレ激化は早晩なんらかの対策を必要とする状態にあった。とくにこのような景気情勢を懸念したブンデスバンクは、昨年秋口以降金融引締め政策をとってきたが、引き続き財政面からの景気刺激に対処せんがために引締めの度合いを次第に強化した。すなわち、本年1月と8月に公定歩合をそれぞれ $\frac{1}{2}\%$ ずつ引き上げたほか、同時に売オペ・レートを引き上げ、また3月には再割引限度枠の削減、5月には準備預金制度の一部改正(不動産銀行からの借入金をも対象債務に追加)を行なった。これを要するに金融政策が景気調節を一手に引き受けざるを得なかったのである。しかし金融政策に過大な負担をかけることは市中金利を上昇せしめ、再び外資流入をもたらす危険性を伴う。そこでブンデスバンクは昨年春以降スワップ政策を再開して短資の流出を図り、また非居住者からの受入れ債務に対する準備率の法定最高限度への引上げなどの外資対策も併わせ行なったほか、本年2月には一種の為替管理法たる証券利子課税法を成立せしめ、非居住者の西ドイツ債券購入を抑制する措置を講じた。このようなブンデスバンクの懸命の努力も本年夏ごろまでは一応効果を収めたが、秋口以降は合理化投資の削減に伴う生産性低下、生産コストの上昇分を製品価格に転嫁できなかったことに伴う企業収益の縮小などが目立ち始めたほか、資本市場の利回り高騰をも招来し、金融引締め中心の景気政策は次第に限界に達してきた。他方過剰需要は一向に衰えをみせず、物価騰勢も改善されなかった。こうした情勢下に10月には総選挙が行なわれ、与党キリス

ト教民主・社会同盟が過半数には達しなかったものの第1党となり、自由民主党と組んで第2次エアハルト連立内閣が成立した。新政府に課された当面最大の課題は、放漫財政政策のもたらした経済困難にいかに対処するかという問題であったことはいまでもない。つまり膨張しすぎた財政支出の削減に踏み切り、財政政策を緊縮化することであった。その端的な現われが来年度連邦予算の政府原案にみられた大幅な経費削減である。すなわち、政府原案編成に当たって連邦政府は「主要閣僚会議」を設置したり、また「均衡予算を保証するための法律」などの特別立法案を連邦議会に提出して、総選挙直前に成立した社会立法を失効せしめるなどの措置をとり、各省の予算見積りを70億マルク削減した。これと関連してエアハルト首相は11月10日の施政方針演説で現時点では外交、防衛政策にもまして経済、財政政策の建直しが必要であることを強調し、要旨次のような所信を表明した。

①来年度予算を緊縮化するために政府原案を是非共通させたい。②今後共通貨価値の安定のために補助金を整理し、過剰な要求を排除して予算規模を縮小していく。③予算の執行過程でも財政の経済に与えるインパクトを考慮する。④政策のプライオリティーをどこに置くかを決め、長期の予算計画を立てる。⑤州財政は連邦財政に協力すべきである。⑥効果的な資本市場対策を講ずる。

このような連邦政府による財政緊縮化の方向は政府与党の選挙公約に違反するとの批判がないでもなかったが、事態が緊急を要していたという認識から一応各界で好評をもって迎えられたほか、なかにはむしろ遅きに失したとの見解すらもみられた。たとえば社会党のシラー議員は①65年度の連邦財政はインフレ的であった、②西ドイツ経済は昨年秋口からすでに過熱ぎみに推移していたので今回の緊縮措置はもっと早く取られるべきであった、③景気抑制はもっぱら金融政策に委されたが、本来ならば財政政策が用いられるべきであった、④将来は連邦と州とが共同して財政計画

を立てるべきである、⑤中期財政計画が必要であるなどの諸点を強調している。

また言論界の反響をみると「均衡予算を保証するための法律」の提出および来年度予算の緊縮は、財政政策の正常化への一歩前進であったとする見方が多いが、今回の措置が遅すぎた点を同時に指摘する向きが多い。なお財政政策を *contracyclical* なものとすべきだという見解も強く、これと関連して2年間にまたがる予算制度の新設を提案する向きもある。また景気委員会を設けて毎月の財政支出規模を抑制して景気の動向に即応させて行くべきだといういわゆる「エーバハルト・プラン」を推すものもある。そのほか連邦と地方財政の独立制を規定する基本法第109条の修正を検討すべきだとの主張がみられたことは当然であろう。

#### 今後の問題点

以上みたように連邦政府はタイミングの点はともかくとして放漫財政の大幅修正に乗り出さざるを得なかったのであり、この点弾力的な政策として賞賛されねばならないが、将来に対する問題がこれでまったく解消したわけではない。第1に来年度の予算規模が大幅に圧縮されたとはいうものの、本年度当初予算名目比8.5%増と来年度GNPの実質成長率(4.5%の予想)をかなり上回っている点である。ただこの点に関しては国内向け支出は4.5%以内に押えられているとの主張があるほか、国外向け支出を考慮してもブーム年であった1964年を反映して来年度歳入は法人税を中心にかなり(名目9%)の自然増収が見込まれるので、本年度よりは財政赤字幅が縮小するとの見方が強い。第2に連邦および地方財政がどれだけ *contracyclical* に運用しうるかという問題である。とくに地方財政に対してこの懸念は強い。地方財政の独立性の問題の再検討も含めて今後に残された問題は多いといわねばならない。第3に財政政策および金融政策との関連であるが、西ドイツのような高圧経済下ではB I Sの指摘のごとく財政がより景気政策的に、一方金融政策はより外資政策的

に用いられるのが望ましい。しかしこのような政策が果たして実現されるのかどうかは簡単に結論を下すことができない。そのほか当面のインフレ処理の問題としては、今後所得政策をどの程度効果的に打ち出すかも大きな課題であろう。

## ソ連の1966年度経済計画の

### 特徴とその問題点

ソ連の現行7か年計画(1959~65年)は本年末をもって終了し、明年から新5か年計画(1966~70年)が開始され、その全貌は明年3月開催予定の第23回共産党大会において明らかにされることになっているが、このほど開催されたソ連最高会議で、その初年度に当たる1966年度の経済計画(正式には国民経済発展計画)と国家予算とが発表された(要録照参)。この新計画においては、現在工業生産の伸び悩み、品質不良、滞貨の増大、農業不振などが問題となっているおりから、どのような経済政策が打ち出されるか注目されていた。以下1966年度の経済計画の特徴ならびに問題点等につき若干の検討を加えることとしたい。

#### 新経済計画の内容と特徴

##### (農業増産を最重視)

まず明年の農業生産は前年比8~10%の増加を見込んでいるが、これは7か年計画の各年の実績(本年は2~3%減)に対し、かなり大幅の増産となっている。

このため、農業向け国家投資は61億ルーブル、前年比15.6%増と大幅に増額されているが、これにコルホーズ資金による農業投資を加えると、全体では115億ルーブルの巨額に上っている。これらの資金はソ連農業の弱点といわれている水利・かんがい施設の整備・拡充、土地改良等に振り向けられ、干ばつなどの気象上の悪条件をできるだけ克服して、安定した収穫をあげようと企図している。一方工業面においても、明年は農業支援を重視しており、機械工業部門向け投資を13%方増加し、これによって中級馬力のトラクター(383千